平成２３年（フ）第６０９８号
大阪市鶴見区横堤４丁目26番29号　レジデンスオリュウ401号
債務者　むつみタクシーこと　三角　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１７号
大阪市西区川口４丁目３番９号、住民票上の住所大阪市港区港晴３丁目11番14号
債務者　平澤　光明
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２７号
大阪市旭区高殿６丁目15番13号　高殿ハイツ61―203
債務者　魚住　敏明
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５４号
大阪市大正区小林西２丁目２番４号　寄川マンション302号
債務者　吉田　範仁
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１６号
大阪市城東区新喜多東２丁目３番２―1218号
債務者　奥山智永子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６７号
大阪市東成区玉津１丁目４番４―707号
債務者　加藤　三雄
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８９号
大阪市住之江区住之江３丁目１番17号　フローラルシティハイツ107号室
債務者　中尾　友美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９７号
大阪府茨木市西駅前町10番404号
債務者　野津　　恵（旧姓朝﨑）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０３号
大阪府箕面市箕面３丁目12番４号
債務者　中村奈緒美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３０号
大阪府池田市呉服町12番６号
債務者　國井　広喜
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３１号
大阪府東大阪市稲葉１丁目13番30号
債務者　仁木　宏征
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３２号
大阪府東大阪市岩田町１丁目17番９号　テラスハウス西―２
債務者　仁木　桃代
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３３号
大阪市東成区中道４丁目３番３号　八坂荘２階３号
債務者　小畑　房治
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３５号
大阪府東大阪市岩田町３丁目12番35号　ル・アクア201号
債務者　上田　雅規
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３７号
大阪市東淀川区西淡路１丁目６番２―601号
債務者　竹中　裕美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４号
岡山県笠岡市神島2333番地
債務者　柳本　好子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
静岡県富士市松岡1531番地の１　松丘ハイツ302号、前住所愛知県名古屋市天白区高島２丁目803番地　ダイアパレス島田東星の丘208号
債務者　浅野　通直
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
静岡地方裁判所富士支部